⑶　商品等にかかる担保権
①　確定更生担保権
件数：３件
確定更生担保権額：2838万6040円
（別表７－３記載のとおり）
②　別表７－３「更生担保権弁済計画表（商品等）」記載の権利の変更と弁済方法
同別表整理番号１にかかる担保目的物は、更生担保権者の了解を得て適宜な方法により売却するが、更生担保権者は同売却手続に協力しなければならない。
同売却代金額から売却にかかる費用として管財人が通知した費用を控除した金額を、当該売却代金全額を受領後３か月以内に弁済する。
上記弁済金額が当該商品にかかる確定更生担保権額に不足する場合、同不足額について、後記第３節に従い弁済する。同弁済金額が当該商品にかかる確定更生担保権額を上回る場合は、確定更生担保権額が同弁済金額に変更されたものとみなす。
更生計画認可決定確定時から３か月以内に上記売却ができない場合は、当該商品にかかる更生担保権は消滅するものとする。確定更生担保権額は一般更生債権に準じて弁済するものとし、管財人は、当該商品を任意の方法で処分することができる。
手形の取立により別段預金として預け入れられているものについては、更生計画認可確定後３か月以内に、確定更生担保権額として、上記計画表「弁済額」欄記載の金額につき、預金を充当、または、預金を解約して払い戻しを受けることにより、一括弁済する。
⑷　担保変換された預金債権に対する担保権
①　確定更生担保権
件数：５件
確定更生担保権額：３億8960万円
（別表７－４記載のとおり）
②　別表７－４「更生担保権弁済計画表（担保変換された預金債権）」記載の権利の変更と弁済方法
更生手続開始当時は、不動産にかかる更生担保権であったものが、売却等により預金を目的とする更生担保権（質権）に変換されたものである。これらについては、更生会社は、同計画表「弁済額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後３か月以内に、当該預金を解約して払い戻しを受けることにより一括弁済する。
当該担保権者にかかる預金担保変換前の担保対象不動産にかかる確定更生担保権額の合計額のうち、同計画表「弁済額」欄記載の金額により弁済を受けられない部分（不足額）ついては、一般更生債権に準じるものとし、後記第３節に従い弁済する。
この場合、当該更生担保権者が他に一般更生債権を有していた場合は、その権利変更前の確定債権額と上記不足額とを合算して後記第３節の定めに従い弁済する。
なお、担保変換時において、前記第２章第２節１⑴①イｋ記載の更生組入金を含めて預金担保とされている場合の同計画表「弁済額欄」記載の金額については、同更生組入金を控除した金額となっている。
⑸　未確定更生担保権等に対する措置
別表９－４「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権及び未確定更生債権にかかる弁済は、それが確定した場合に、本節及び第３節の定めを適用する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付・弁済方法
１　公租公課
⑴　届出債権
件数：89件
金額：１億3683万7122円及び額未定
（別表８－１記載のとおり）
⑵　権利の変更及び納付方法
別表８－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等の全額については、徴収権者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定日に免除を受ける。
更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び平成22年３月31日（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日）から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権者の同意を得て免除を受ける。
上記免除後の債権額の全額を、更生計画認可決定確定後３か月以内に、一括納付する。但し、同納付期限までに徴収権者による上記同意（全部または一部）を得られない場合は、同意を得られない額を加えた金額を一括納付する。
２　労働債権
⑴　確定債権
件数：６件
金額：378万1960円
（別表８－２記載のとおり）
⑵　権利の変更及び弁済方法
別表８－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の債権は、確定更生債権額全額を、更生計画認可決定確定後３か月以内に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
１　確定債権
件数：387件
確定更生債権額：
119億1244万9939円及び額未定
（別表９－１記載のとおり）
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　開始後利息・損害金の免除
同利息・損害金については、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。
⑵　第１回弁済
更生計画認可決定確定日から３か月以内に、次のとおり、弁済する。
①　確定一般更生債権のうち、金10万円以下の部分100％を弁済する。
②　確定一般更生債権のうち、金10万円を超える部分1.5％を弁済する。
③　更生手続中に裁判所の許可を得て10万円の弁済を受けた者（以下、「事前受領者」という。）については、上記①及び②を適用せず、その確定一般更生債権額の1.5％を弁済する。
⑶　追加弁済
①　第１回弁済後、会社の保有する現預金及び不動産等の資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払その他更生手続及び清算手続に必要となる一切の費用を控除した後に剰余金がある場合、当該剰余金を弁済原資として追加弁済を行う。
②　追加弁済は、⑵①により完済された債権者を除き、①の剰余金を確定一般更生債権から10万円を控除した金額（但し、事前受領者については確定一般更生債権額とする。）で按分して弁済する。
③　追加弁済は、平成24年３月末日までに実施する。但し、平成24年12月末日の時点で資産処分が完了していない場合は、その完了の日から３か月経過する日以降で管財人の指定する日に実施するものとする。
⑷　権利変更と免除
一般更生債権につき、⑶に基づく追加弁済が実施された場合、または、管財人が追加弁済を実施しない旨を通知した場合は、その時点で、確定一般更生債権額から⑵及び⑶よる弁済額を控除した残額につき免除の効力が生じるものとする。

第４章　弁済・納付に関するその他の事項
第１節　弁済・納付の場所
本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。
但し、管財人は更生会社の費用負担で更生担保権者または更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済することができる。
弁済日が、銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。